

法務省における政策評価の取組

令和7年11月7日 政策評価制度部会発表資料
法務省大臣官房秘書課政策立案・情報管理室

1 「法務省政策評価に関する基本計画」の見直し

- 政策評価に関する基本方針の一部変更を踏まえ、**政策評価の実効性を強化**する観点から、令和5年3月に法務省政策評価に関する基本計画を見直し

<見直しの概要>

(1) 政策評価の目的・基本的考え方の設定

政策評価を政策立案の質を高めるプロセスとして捉えた上で、「説明責任」等に加えて、新たに「学習と改善」を図ることを政策評価の目的として設定。

(2) 政策評価に携わる関係者間での認識の共有

評価プロセスが持つガバナンス機能をより発揮させるため、職員や外部有識者が評価に臨む際の共通姿勢を設定。

(3) 評価方式の見直し

それまでの目標管理型を中心とした評価から、①総合評価方式、②実質的な評価が行われていると認められる政策立案プロセスを政策評価と位置付ける方式へ移行。

(4) 政策評価とEBPMの一体的実施

政策立案や評価に関係する人が共通の土台に立って議論できるようにするため、政策の全体像を示す政策パッケージと政策の枠組みを明らかにするロジックモデルを作成。

(1) 政策評価の目的及び基本的な考え方の設定

- 政策評価を**政策立案の質を高めるプロセス**として捉えた上で、政策評価の目的として「説明責任」等に加えて、新たに「**学習と改善**」を追加したほか、「**期待する効果**」を設定

<政策評価の目的>

- ・ 法務省の使命と政策のあるべき姿の体現
- ・ 国民に対する行政の説明責任の確保
- ・ 国民本位で効率的な質の高い行政の実現

新

- ・ 法務省の政策の改善につなげる
- ・ 法務省の政策相互の適切な連携や組織的な学びの推進

<期待する効果>

新

- ・ 政策の改善並びに政策の質及び行政の政策形成能力の向上
- ・ 職員の意識改革の進展による国民本位の効率的で質の高い行政及び国民の視点に立った成果重視の行政の実現
- ・ 政策評価に関する一連の情報の公表による国民に対する行政の説明責任の徹底、政策及びそれに基づく活動の透明性の確保並びに行政に対する国民の信頼性の向上

(2) 政策評価に携わる関係者間での認識の共有

- **評価プロセスが持つガバナンス機能**をより発揮させるため、職員や外部有識者が評価に臨む際の共通姿勢を設定

政策の現況を的確に把握する

あるべき姿と現状との差が課題であるという前提の下、政策の実施状況や現場の実情を的確に把握しようとする

改善しようとすることを評価する

政策の見直しは悪いことではなく、必要であれば、ちゅうちょなく改善することがよいことであると意識する

取組から教訓を得ようとする

効果検証等の結果、期待した効果が認められなかった場合でも、次なるエビデンスが得られたものと前向きに評価する

やったこと自体を評価する

仮に不十分さが残る検証であっても、効果検証を行わないことに比べて高く評価する

現場の声を聞く

現場との密接なコミュニケーションを通じて、政策課題や実施状況を把握しようとする

(3) 評価方式の見直し①

- 実効性を高める観点から評価方式を見直し、**評価結果を的確に政策改善へ反映**させる仕組みを整備

見直し以前

※全ての評価を毎年実施

総合評価方式：政策単位

特定のテーマについて、掘り下げた分析を行う必要がある場合に用いられる評価方式

※以前は、**1 政策**の評価で採用

実績評価（目標管理型）方式：施策単位

主に、有効性や必要性の観点から、定期的・継続的に政策を見直すために用いられる評価方式

※以前は、**1 9 施策**の評価で採用

事業評価方式：事業単位

事前・途中・事後の各時点で検証を行い、事業等の採否、選択等に資する判定を行うことを目的とする評価方式

※以前は、**2 施策 + α**の事業の評価で採用

行政事業レビュー：事業単位

見直し後

※毎年のモニタリングは
行政事業レビューシートを活用

総合評価方式：政策単位、3～5年に1回の評価

1 3 政策の評価で採用
+ 法務省EBPMアドバイザー（※）による伴走支援

実質的な評価が行われている
政策立案プロセス：政策単位、3～5年に1回の評価

2 政策の評価で採用

事業評価方式：事業単位、毎年評価

2 施策 + αの事業の評価で採用

行政事業レビュー：事業単位

※法務省EBPMアドバイザー：民間シンクタンク等で勤務経験のある統計学・データ分析等の専門的知識を有する非常勤職員

(3) 評価方式の見直し②

○ 政策評価の目的（行政の説明責任を果たし、政策の改善につなげる）を踏まえ

実質的な評価が行われていると認められる政策立案プロセスを「政策評価」と同様に扱うための要件を整理

項 目	実績評価方式	総合評価方式	実質的な評価が行われていると認められる政策立案プロセス
評価時期	原則毎年	政策の見直し時期等 (おおむね3～5年)	計画等の見直し時期等 (おおむね3～5年)
評価書様式	行政事業レビューシート	・政策パッケージ ・ロジックモデル ・付属表	該当する政策立案プロセスにより作成等された計画等の関連資料を事後評価の資料として扱う
評価の方法	当該事務事業の目的及び達成すべき目標、その達成度合いを測るための目標を設定。 それらの達成度合いを評価	様々な角度から当該政策等の分析を行い、その成果及び課題を把握するとともに、今後の取組方針等について検討し、明らかにする	審議会や検討会など、該当する政策立案プロセスにおいて議論、実施する
フォローアップ	—	・付属表（指標）フォローアップ ・行政事業レビューシートを活用	行政事業レビューシートを活用

(4) 政策評価とEBPMの一体的実施

- 政策立案や評価に関係する人が共通の土台に立って議論できるようにするため、政策の全体像を示す**政策パッケージ**と政策の枠組みを明らかにする**ロジックモデル**を作成

<政策パッケージ：目指す姿と関連する施策を整理>

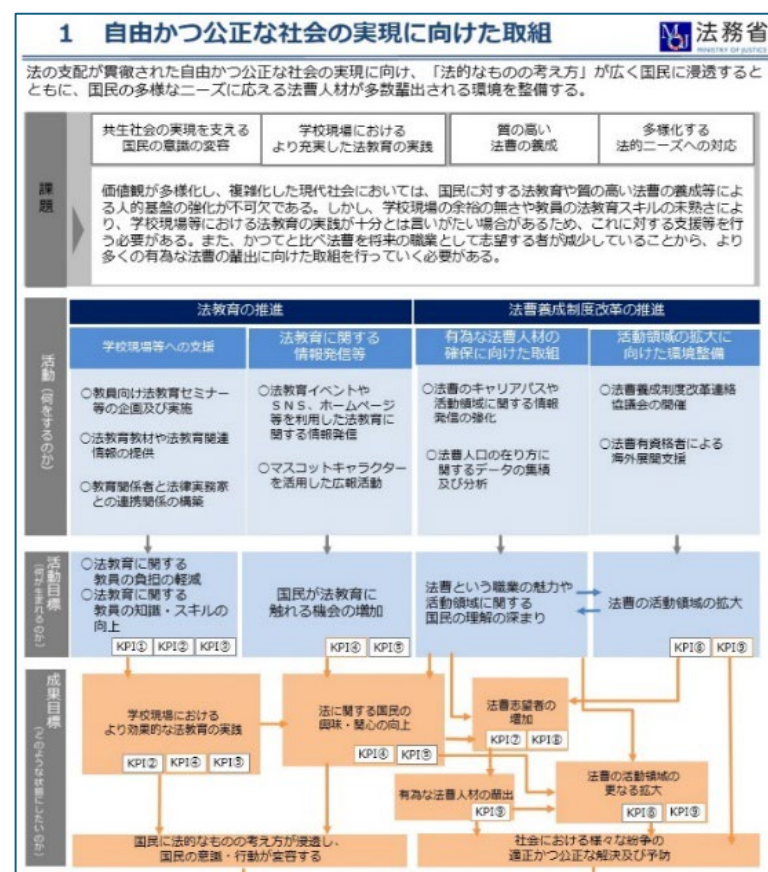


目指すべき姿

施策群

関連施策と指標

<ロジックモデル：政策の目的・課題と施策のつながりを整理>



目指すべき姿

課題と取組の方向性

施策名

活動／アクティビティ

活動目標／アウトプット

成果目標／アウトカム

2 「法務省政策評価に関する基本計画」見直し後の効果等

- 政策評価書の作成を通じて、特定のテーマ（又は政策全体）について**政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析**
- 有識者からの意見等も参考に評価結果を取りまとめ、今後、**政策の改善や新たな政策立案の際に活用**

検察権行使を支える事務の適正な運営について
～捜査・公判能力の向上～

令和7年度法務省政策評価書

～令和3年度から令和6年度までの活動状況と今後の方向性～

令和7年度政策評価（総合評価方式）
政策所管部局：法務省刑事局総務課
評価担当部局：法務省大臣官房秘書課

① 特定のテーマ（又は政策全体）を選定し、多角的な視点で評価を実施

社会情勢に応じて複雑化・多様化する犯罪形態に的確に対応するための知識や技能を習得し、先端犯罪等に対処するための捜査・公判能力の向上及び迅速かつ適切な捜査処理を行うため、検察庁職員全体でデジタル・フォレンジック（DF）に関する知識や技術を向上させる必要があることから、デジタル・フォレンジック（DF）研修を実施。

○ 全国の検察庁から参加者を募り、習得が求められる知識・技能の専門性別に各種職員研修を実施している。

○ 専門部署の職員を講師として、座学だけではなく、実機を用いた研修を行い、研修後には理解度を測る確認テスト、研修に対するアンケートを実施している。

→ 一方、今後の研修実施に向けては**次のような課題**が明らかになりつつある。

課題① 研修内容の充実化	・ 研修効果をより一層高めるため、研修員のレベルに応じた研修を実施することが必要 ・ ICTの進展などの社会情勢に応じ、DF技術も常に強化・アップデートしていくことが必要
課題② DF研修以外の方策の追求	・ 人的・物的資源の制約の中で、検察庁におけるDF人材の裾野を拡大していくことが必要
課題③ 研修成果の維持・向上	・ 人事異動等によりDF業務から離れた研修修了者に対するフォローアップが必要 ・ 最新のDF技術に関する情報を継続的に提供することが必要

② 外的要因の影響なども含め、課題を深掘り

⇒ **政策効果の把握の強化**

一 職員研修の目的と取組

検察権行使による安全・安心な社会を実現するためには、ICTの進展、犯罪のボーダレス化などの社会情勢を反映した各種犯罪に対応する必要がある。

目的 検察権行使を支える事務を適正に運営することにより、検察活動が社会情勢の変化に即応して有効適切に行われ、ひいては、国民の安全・安心な社会を実現

活動 ICTの進展に対応した証拠保全・解析技能を習得させる研修の実施

活動目標 社会情勢に応じて複雑化・多様化する犯罪形態に的確に対応するための知識や技能を習得

デジタル・フォレンジック（DF）研修の実施

- ・ DF研修（中級編）の実施
- ・ DF研修（上級編）の実施
- ※参考 DF（実務編）の実施

期間中の取組

③ 施策の目的や取組等についてロジックモデルを用いて整理し、目標の達成状況を確認

⇒ **政策効果の分析機能の強化**

一 DF研修に関する今後の方向性

各調査等を踏まえ、下記のとおりDF研修に関するニーズ、課題及びその対応策を整理した。

ニーズ	多くの犯罪においてICTが利用され、また、犯罪のボーダレス化等に伴い、複雑化・多様化する犯罪形態に的確な対応が求められるようになっており、今後もこの動きは加速 → 検察庁職員全体でDF知識を持つ人材を増やすとともに、職員のDF能力の底上げを図る必要あり
課題①：DF研修内容の充実化	対応①：DF研修内容の更なる充実化
・ 研修効果をより一層高めるため、研修員のレベルに応じた研修を実施することが必要 ・ ICTの進展などの社会情勢に応じ、DF技術も常に強化・アップデートしていくことが必要	・ 若年世代からの段階的な研修の実施 ・ 研修内容を不断に見直し、最先端の技術等を取り入れつつ、高度なDF技術を習得可能な研修プログラムを構築 ・ DF研修の講師となり得る人材や、研修プログラムを開発できる人材を育成
課題②：DF研修以外の方策の追求	対応②：エキスパートの育成・活用
・ 人的・物的資源の制約の中で、検察庁におけるDF人材の裾野を拡大していくことが必要	・ 上級研修を通じ、高度なDF技術を習得したエキスパートを育成 → 所属庁における研修を実施したりDFに関する相談・助言・指導を行う人材を確保
課題③：DF研修成果の維持・向上	対応③：DF業務の継続的支援
・ 人事異動等によりDF業務から離れた研修修了者に対するフォローアップが必要 ・ 最新のDF技術に関する情報を継続的に提供することが必要	・ 研修修了者のDF能力の維持・向上を図るため、最新のDF技術に関する情報提供を継続的に実施 ・ 研修修了者が所属庁において研修を実施する場合等における支援の実施

④ 今後の方向性等を確認し、政策の改善や新たな政策立案の際に活用

⇒ **意思決定過程への活用の推進**

3 「法務省政策評価に関する基本計画」見直し後の課題

- 政策パッケージやロジックモデルの策定には、一定の専門的知識が求められ、その質を確保するためには**職員の能力の維持・向上が不可欠**であり、それを実現することが課題と認識

①目的・現状・課題・手段等の政策の枠組みを整理すること

ある程度浸透

①と②の間には、なおも高いハードルが存在

- ・ データ分析を実践する機会・経験が不足している
 - 「データ分析で何が出来るのか / 分かるのか」、「EBPMの取組を進めるためには何が必要なのか（調査設計、データ、分析環境等）」がイメージできない
 - データ分析等を行うことに考えが及ばない
 - 自ら実践したり、専門家に相談するなどの行動が起こらない
- ・・・etc

②エビデンスベースであること

4 課題の解消に向けた取組

- E B P Mに関する省内アンケートを実施し、**職員の理解度やニーズ**を調査
E B P Mアドバイザー協力の下、E B P Mに関する各種研修や政策担当者への助言等を実施

＜アンケート結果の概要（回答例）＞ *令和7年4～5月実施、164人から回答

Q. E B P Mの基礎知識に関する理解度（自己評価）			
・ 全く分からない	26%	・ 概ね意味は分かるが、実践方法が分からない	10%
・ なんとなく聞いたことがある	31%	・ 実践しているが、苦勞している	10%
・ 概ね意味は分かるが、実践する機会がない	22%	・ 問題なく実践できている	2%

＜法務省における取組＞

- 政策立案応援制度
 - ⇒ 行政事業レビューシートの品質の向上や政策設計図の作成の支援に加え、事業等の有効性を示すエビデンスの探索、効果検証方法の検討など、より良い政策立案の実現を図る上で専門的な知見等が必要となる事項について、各局部課等の立案担当者が、法務省E B P Mアドバイザーや外部有識者等から助言を受けることができる環境を整備
- 研修等の実施
 - ・ E B P M基礎研修 ： 法務省E B P Mアドバイザーが講師となり、E B P Mの基礎知識や統計的手法を用いた分析方法等をレクチャー
 - ・ 法務省データ利活用ブートキャンプ ： 業務に関連する行政課題を題材に、法務省E B P Mアドバイザーの支援等を受けながら、E B P Mの一連のプロセスを体験的に学ぶ場を提供